

10 子どもの一時預かり

- ・未就園児とは保育園や幼稚園に入園していない乳幼児を指します。
- ・病後児保育とは病気の回復期で、医療機関に入院加療の必要はないが、安静を要するため、保育園に通園できないときに一時的に利用するサービスです。
- ・公私立保育園のアルファベットは37～42ページの地図の記号を表します。

内容	一時預かり機関名	住所 / 電話番号	年齢	保育時間	申込方法	
一時保育	公立保育園	J 双葉保育園	元町4-10-2 ☎22-3582	市内在住の1歳(4月1日現在)～就学前(未就園児に限る)	<平日> 午前8時30分～午後4時30分 <土曜日>※星ヶ台保育園のみ 午前8時30分～正午	・直接、園に電話にてお問い合わせください。 ・園にて申請書を提出する必要があります。
		L 旭ヶ丘保育園	旭ヶ丘8-29-43 ☎27-4526			
		M 市之倉保育園	市之倉町8-20 ☎23-7327			
		O 小泉保育園	小泉町2-153 ☎27-2546			
		P 共栄保育園 (子育て支援センター)	高田町3-64 ☎23-2199			
		Q 北野保育園	喜多町8-27 ☎23-3385			
	私立保育園	K 星ヶ台保育園	星ヶ台3-7-3 ☎25-8006	市内在住の満1歳～就学前(未就園児に限る)		
		R 笠原保育園	笠原町1974-1 ☎43-3052			
		N 池田保育園 (子育て支援センター)	池田町3-120 ☎24-7117	市内在住の生後57日目～就学前(未就園児に限る)		
認定こども園	U 若草保育園	京町5-73-1 ☎22-5544	生後57日目～3歳児未満(未就園児に限る)		電話にてお問い合わせください。	
	V こうよう保育園	京町6-13-2 ☎26-7650	生後57日目～就学前	<平日> 午前8時30分～午後4時30分		
	W おとわももの木保育園	音羽町4-5-2 ☎44-8256	生後57日目～就学前	<平日> 午前8時30分～午後4時30分 (朝・夕は要相談)		
一時預かり・送迎など	ファミリー・サポート・センター事業	多治見市 ファミリー・サポート・センター	(事務局所在地) 豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク1階 マズプラス内 ☎25-2091	0歳～小学6年生	<問い合わせ> 火～金曜日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後4時 <利用時間> 相談に応じて	事前会員登録、利用申し込みが必要です。 電話にてお問い合わせください
		登録事業所		0歳～18歳	相談に応じて	福祉課にて受給者証の交付申請。 受給者証が交付されたらサービスを受けたい事業所にお申し込みください
障がい児の一時預かり・支援	日中一時支援短期入所	みんなの手	金岡町2-34-2 ☎24-3798	相談に応じて	<平日> 午前8時～午後5時 (相談に応じて)	電話にて問い合わせ後、初回訪問時に内容相談
	有償ボランティア団体	コープおたがいさま東部	旭ヶ丘10-6-100 (コープぎふ多治見支所内) ☎080-5812-5208	相談に応じて	<問い合わせ> 平日 午前10時～午後4時 <利用時間> 平日 午前8時～午後6時 (上記以外も相談に応じて)	電話にて受付後、担当コーディネーターが利用者宅へ伺い説明、登録利用内容の確認を行う
講座開催時などの集団一時預かり	シルバー人材センター	池田町2-103 ☎23-6677	相談に応じて	午前9時～午後4時 (相談可)	電話にてお問い合わせください	

- ★急な用事、冠婚葬祭などで子どもを「ちょっと預かってほしい!」とき、各機関の連絡先に気軽にお問い合わせください
- ※各種条件が異なりますので、各機関にご確認のうえ、ご利用ください
- ★保育園の一時預かりやファミリーサポートセンターをご利用の場合、保育料無償化の対象となる場合があります。詳しくは多治見市役所 保育幼稚園課にお問い合わせください。

料金	備考
★年齢:4月1日の年齢 ・1.2歳児…350円/1時間 ・3歳児以上児250円/1時間 ★給食費(主食代含む)…240～260円 ★おやつ代…1回100円	★保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由または保護者の育児などに伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により緊急・一時的に家庭における保育が困難となる児童に対して実施 ★利用は1か月に計14日以内 ★保育時間については、園に相談を ★共栄・池田保育園は地域子育て支援センターを併設。専任保育士が常時在駐 ★共栄・笠原・池田保育園は非定型保育(保護者の就労形態などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対して、週3日を限度として実施する保育)あり ★笠原保育園については、建築工事のため令和7年9月以降の受け入れとなるため、必要とされる方は応相談
★年齢:4月1日の年齢 ・0歳児…350円/1時間(池田のみ保育料400円) ※実施園(星ヶ台・笠原)満1歳～(池田)生後57日目～ ・1.2歳児…350円/1時間 ・3歳児以上…250円/1時間 ★給食費(主食代含む)240～260円 ★おやつ代…1回100円	
★0歳児…400円/1時間 ★1.2歳児…350円/1時間 ★給食費…260円 ★おやつ代…各100円(午前9時・午後3時)	★保育時間については、前後30分の延長可(200円/30分) ★都合により利用できない場合もあるのでご了承をお願いします
★0歳児…500円/時間 ★1.2歳児…400円/時間 ★3歳児以上…300円/時間 ★給食代…260円 ★おやつ代…100円/回	★長期利用は保育料軽減あり
★0歳児…600円/1時間 ★1.2歳児…500円/1時間 ★3歳児以上…300円/1時間 ★給食代…300円 ★おやつ代…朝おやつ50円・午後おやつ100円	★申込は前月1日から受け付けます ★事前面談を行います
★0歳児…400円/1時間 ★1.2歳児…350円/1時間 ★3歳児以上…250円/1時間 ★給食費…260円 ★おやつ代…各100円(午前10時・午後3時) ※午前10時は0.1.2歳児のみ	★非定型保育あり ★障がいなどにより個別の相談を必要とされる方は、応相談
★300円/1時間 ★給食費…200円 ★おやつ代…50円	★登録制度 ★予約状況によってはお断りすることがあります
★平日(午前9時～午後5時)…700円/1時間 ★平日(上記以外の時間帯)…800円/1時間 ★土・日曜日・祝日(午前9時～午後5時)…800円/1時間 ★土・日曜日・祝日(上記以外の時間帯)…900円/1時間 ※その他、実費あり	★地域の子育て支援をする有償の会員組織 ★原則として宿泊は行いません ★保育施設への送迎を含む託児も可能 ★障がい児は応相談 ★産前産後の沐浴等のお手伝いも可能 ★家事援助は行いません ★病児・病後児はお問い合わせください ★ご利用には別途事前登録が必要 ※一時預かりは会員宅や公共施設等で行います
★利用したサービス費用の原則1割を負担	★サービスを受けることができる時間数および事業所については、福祉課(市役所駅北庁舎2階)にお問い合わせください
★平日…1,400円/1時間 ★土・日・祝…1,700円/1時間 ★土・日・祝(時間外)…2,200円/1時間 ★特別期間(年始年末など)…3,200円/1時間	★原則として会員制(年会費:2,000円) ★時間外、交通費は別途必要です ★訪問介護活動のため、一時預かりは障害児のみ(自宅に対応) ★その他、自宅での食事、産前産後のお母さんの手助けなど
★平日(午前8時～午後6時)…900円/1時間 ★平日(時間外)…1,000円/1時間 ★土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)…1,000円/1時間 ★土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)時間外…1,100円/1時間	★車での送迎はしない ★交通費は別途必要 ★30分以内の利用も応相談 ★預かりは利用者宅で行う(場所は応相談) ★障がい児は応相談 ★講座・研修会などの託児、産前産後の家事援助も可 ★万が一に備え「生協福祉活動保険」に加入
★平日…要相談 ★土・日・祝…要相談	★イベント時の集団保育(10人程度まで) ★食事およびおやつは各自で準備 ★一時預かり中のケガについては、シルバー保険にて対応 ★障がい児は応相談

病児・病後児保育について

実施施設(R7.3月時点)

①病児保育

●かえで保育所(平井町4-73 ☎26-8012)

〔開所時間〕平日 午前8時30分から午後5時まで

〔利用料〕1日2,000円

〔利用方法〕上記施設へ要相談



かえで保育所

②病後児保育

●ボコデコキッズ(太平町3-53-1 ☎21-4800)

〔開所時間〕平日 午前9時から午後6時まで、
土曜日 午前9時から11時30分まで

〔利用料〕1時間1,000円

〔利用方法〕上記施設へ要相談



ボコデコキッズ

●駅前キッズ ほっとママ(栄町2-24 ☎25-5280)

〔開所時間〕平日 午前9時から午後6時まで、
土曜日 午前9時から11時30分まで

〔利用料〕1時間1,000円

〔利用方法〕上記施設へ要相談



駅前キッズ
ほっとママ



病児・病後児保育利用補助制度について

①対象者

次の条件をすべて満たす、病児・病後児保育を利用した児童の保護者

- 1 市内に住所があり、居住していること
- 2 仕事や疾病などやむを得ない理由により家庭において保育を行うことが困難であり、病児・病後児保育の対象児である旨の医師の診断書があること
- 3 市税などの税金や使用料などを滞納していないこと

②補助金の額

〔多子世帯(18歳未満の児童を3人以上扶養する世帯)または生活保護世帯〕

病児・病後児保育利用料の全額(継続料、食費等除く)

〔上記世帯以外の場合〕

2,000円/日を超した額の半分。

〔診断書作成に関する補助〕

1,000円以上の診断書に対し、1,000円/1通を補助

③申請方法

病児・病後児保育を受けた日から起算して60日以内に、所定の申請書に領収書、診断書を添えてこども家庭課へ提出

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 こども家庭課 ☎23-5958

